

○ 財務省令第百三十号
国債の発行等に関する規則
平成十一年五月三十日
に施行された規則に依る割引率
は、平成十一年度に基づき算出する。
年次割引率は、毎年一月一日より
算出する。
定期国債及び大蔵省令(昭和五十七年
五月三十日)並びに政府令(昭和五十七年
五月三十日)及び政府資金調達
の規定による。
定期国債の買入は、定期国債の買入
の規定による。

二 条 事務省令第百三十号
三十条第一項の規定による。

一 条 法律発行の名称及び記載
法律の発行の根拠とし、その規

四 発行方法の適用

競争う札価値振の以律社項五条律一二第十条九特
争入札による発行へ格替適下へ債及条第十一二第年別
入札発行と同時に「格替」を機用「平成十三年法律第
と同時に行われ及るび「価値」といふ。)に付けるものとし
れ、「価値」といふ。)の規定による。その規

定期国債の買入は、定期国債の買入
の規定による。

定期国債の買入は、定期国債の買入
の規定による。

六

イ
發

入 價	行 争	非 者	特 国
札 格	行 入 價	・ 別 債	
發 競		札 格 第 參 市	
行 争 額		發 競 I 加 場	

五

イ
方 募

入 價	法 入
札 格	決 定
發 競	
行 争 の	

十 い づ 第 一 項 十 び 財 十 は 発 四 う 億 額
九 て き 百 項 、 三 に 政 六 、 行 十 ち 九 面
億 は 発 三 、 同 条 特 融 億 額 し 六 、 千 金
九 、 行 十 第 条 第 別 資 円 面 た 条 特 万 額
千 額 し 七 百 第 一 会 資 、 金 割 第 別 円 で
万 面 た 条 三 四 項 計 金 財 政 第 十 項 、 に 法
円 金 政 第 十 項 、 に 法 額 府 一 六 、 第 関 第
額 府 一 六 、 第 関 第 法 第 七 項 第 九 条
で 短 項 条 第 九 す 九 期 の に 二 兆
二 期 の 第 九 十 る 条 七 項 第 九 条
千 証 規 一 十 四 法 第 九 条 第 五 条 律 一
九 券 定 項 五 条 律 一 百 に に 及 条 第 第
百 に に 及 条 第 第 項 一 項
九 つ 基 び 第 二 八 並 、 六 て き 第 五

込 募 各 当 も 各 価 一 を 場 で
み 限 国 て の 申 格 国 定 特 あ
の 度 債 る か 述 競 債 め 別 つ
応 額 市 。 ら み 争 市 る 参 て
募 の 場 そ の 入 場 も 加 、
額 範 特 の う 札 特 の 者 財
を 囲 別 応 ち 発 別 に ご 務
割 内 参 募 応 行 参 よ と 大
り に 加 額 募 一 加 る に 臣
当 お 者 を 價 と 者 発 応 が
て い ご 順 格 い 行 募 各
る て と 次 の う 第 へ 限 国
。 各 の 割 高 。 I 以 度 債
申 応 り い 非 下 額 市

十 二	口 イ 一	十 十	九 八	七	
			振額最 替額面 位金	払 込金 額	口
償行争非者特国入価發		還入価・別債札格行行	低行争非者特国入価込	行争非者特国	
期札格第參市發競価		單面札格第參市發競	入価・別債札格金	入価・別債	
限發競I加場行争格日		位發競I加場行争額	發競I加場行争額	發競I加場	
平 成 二 十 八 年 十 月 二 十 日	厘額厘額 面以面 金上金 額の額 百そ百 円れ円 にぞに つれつ きのき 百應百 円募円 四価三 錢格錢 二六	平す額の振 成るの記替 .整載法 十數又の 七倍は規 年記定 金錄に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	千 万 円 千 円 千 万 百 十 千 円 百 六 十 二	万二七二 八千十兆 千百七二 三万千 十二八 四千百 億四七 八百十 千円五 九億 三百 六千 十九 二百	面た条特 金割第別 額引一會 で短項計 二期のに 千國規閥 百債定す 三ににる 十つ基法 四いづ律 億てき第 円は発四 、行十 額し六

十
六
十
五
十
四
十
三

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 た だ
二 大 銀 金 金 る し
十 臣 行 額 を と 、
七 か 百 支 き 償
年 ら 円 払 は 還
十 通 に う 、 期
月 知 つ 。 そ が
二 を き の 銀
十 受 百 翌 行
日 け き 営 休
た 円 業 業
者 日 日
に に